

# ～住宅のバリアフリー改修・省エネ改修～

## 固定資産税を減額します

### バリアフリー改修

高齢者などが自宅で安心して生活を送れるように、バリアフリー改修を税制面で支援します。

#### 対象となる家屋

新築から10年以上経過し、床面積が50m<sup>2</sup>以上280m<sup>2</sup>以下の住宅(賃貸住宅を除く)で、申告時までに次のいずれかのかたが居住している住宅。

- ・65歳以上のかた
- ・要介護認定または要支援認定を受けているかた
- ・障害者のかた

#### 対象となる改修工事

工事費(自己負担分)が50万円を超える、次に該当する工事を行っていること。

- ・通路などの拡幅
- ・階段の勾配の緩和
- ・浴室の改良
- ・便所の改良
- ・手すりの取り付け
- ・床の段差の解消
- ・引き戸への取り替え
- ・床表面の滑り止め

#### 減額内容

改修工事を行った住宅に対する、翌年の固定資産税を3分の1減額します。

※床面積100m<sup>2</sup>までを限度とします。

#### 申告書の提出

改修工事が完了した日から3か月以内に、申告書と次の添付書類を税務課に提出してください。

#### 添付書類

- 住民票の写し
- 改修工事の領収書、明細書
- 改修工事を行った箇所の写真
- 改修にあたり補助金などの交付を受けた場合は、その内容が確認できる書類
- 要介護、要支援認定を受けているかた：介護保険被保険者証の写し
- 障害者のかた：障害者手帳の写しなど

### 省エネ改修

家庭からのCO<sub>2</sub>排出量の削減を図るために、省エネ改修を税制面で支援します。

#### 対象となる家屋

平成20年1月1日以前に建築され、床面積が50m<sup>2</sup>以上280m<sup>2</sup>以下の住宅(賃貸住宅を除く)。

#### 対象となる改修工事

工事費(自己負担分)が50万円を超える、次に該当する工事を行っていること。

①窓の断熱改修工事

②①の工事と併せて実施した次の工事

- ・床の断熱工事
- ・天井の断熱工事
- ・壁の断熱工事



③改修部位が現行の省エネ基準に新たに適合することになるもの。

#### 減額内容

改修工事を行った住宅に対する、翌年の固定資産税を3分の1減額します。

※床面積120m<sup>2</sup>までを限度とします。

#### 申告書の提出

改修工事が完了した日から3か月以内に、申告書と次の添付書類を税務課に提出してください。

#### 添付書類

- 住民票の写し
- 改修工事の領収書、明細書
- 改修にあたり補助金などの交付を受けた場合は、その内容が確認できる書類
- 省エネ基準に適合することを証する書類(増改築等工事証明書)

※省エネ改修工事が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなった場合、減額される固定資産税額や添付書類などが異なります。詳しくは担当にお問い合わせください。